

## 網走市宿泊税導入に関する答申

令和6年10月

網走市宿泊税に関する検討委員会

## 目次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1 はじめに                    | 2 |
| 2 観光振興のための新たな観光財源の必要性について | 3 |
| (1) 網走市の観光についての現状と課題      | 3 |
| (2) 網走市の財政状況              | 3 |
| (3) 新たな観光財源の必要性について       | 4 |
| 3 観光振興のための財源の確保策について      | 4 |
| 4 観光振興のための観光財源の在り方について    | 4 |
| (1) 観光財源の使途               | 4 |
| (2) 制度の概要                 | 5 |
| 5 おわりに                    | 6 |

## 1 はじめに

観光は、サービス業のみならず、農林水産業、商工業など関連産業の裾野が広く、経済波及効果が大きい産業である。人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興による交流人口の拡大が新たな需要創出と雇用拡大につながり、地域全体に大きな経済発展をもたらす原動力になり得るものと期待される。

近年、外国人観光客の増加と団体旅行から個人旅行へのシフトが進む中、広域観光の重要性、観光で稼ぐ地域づくりなど、観光を取り巻く環境がめまぐるしく変化しており、観光がまちづくりにおいて果たす役割が大きくなっている。

このような中、網走市がこれまで以上に観光振興を図っていくためには、観光客の受入体制の整備や観光人材の育成・確保など、取り組むべき課題は山積している。

網走市の財政については、歳入では、人口減少により地方交付税が縮小傾向にある中、市税の伸びも期待できない状況にある。一方、歳出では、高い公債費負担が続く中、公共施設や道路などの老朽化対策、デジタル社会の推進、脱炭素化社会の実現などに向けた取り組みが求められている。

こうした状況も踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大等により宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者が多大な影響を受けた状況も考慮しながら、将来にわたって持続可能な観光振興を図るため、自主財源の確保について検討する必要がある。

このたび、宿泊業界をはじめとする観光関連団体や学識経験者等の専門的な見地から、網走観光の現状及び課題を踏まえた財源確保策などについて、具体的な検討を行った。

その結果、全3回の会議を経て一定の方向性をまとめたことから、次のとおり報告する。

網走市宿泊税に関する検討委員会  
委員長 石井 吉春

## 2 観光振興のための新たな観光財源の必要性について

### (1) 網走市の観光についての現状と課題

#### 【ア】 網走市の観光についての現状

平成29年度において、本市には約162万人の観光入込があり、これは過年度と比較してほぼ横ばいで推移している。また、宿泊客数についても令和元年度において約38万3千人泊となっており、過年度と比較してほぼ横ばいで推移している。しかし、令和2年1月頃から顕著となった新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、観光入込客数や宿泊客数は大きく減少し、令和2年度の観光入込は前年度比59.1%、宿泊客数は前年度比60.9%、外国人観光客の宿泊者数にいたっては前年度比1.2%と過去最大の減少幅となるなど、特に令和2年度から3年度において、観光業界は甚大な影響を受けた。

令和5年度の観光入込は、約144万2千人で対前年度比102.2%（対平成29年度比88.8%）、宿泊客数は約34万9千人泊で対前年度比100.2%（対平成31年度比90.1%）となり、前年度を上回ったが、入込・宿泊ともにコロナ禍以前の水準には戻っていない状況にある。

#### 【イ】 網走市の観光についての課題

観光客入込客数について月別に比較すると、8月と2月が最も多い一方で、4月と12月が最も少なく、季節によって偏りがある。観光入込の季節的な変動は、物販、飲食等の消費の低下と宿泊施設の稼働率低下を招き、従業員の通年雇用を難しくするなど、マイナスの影響につながる懸念があることから、様々な地域資源の磨き上げなどによって、観光入込の季節的偏在の解消を図っていくとともに、滞在時間の拡大と観光客数を増やす取組を行う必要がある。

また、今後も増加が見込まれる外国人観光客に対応できる案内表示、二次交通及びキャッシュレス化、人材育成等を含めた受入体制については、更なる充実・強化が求められる。

### (2) 網走市の財政状況

近年の物価高騰等の影響による経常的経費の増加や公債費負担により、依然として財政構造の弾力性は弱い状況にある。

予算編成上生じる収支不足については、基金の活用等により対応を行っているが、恒常的に必要な財源が不足している状況である。そのため、今後の行財政運営において、安定的な財源の確保は重要な課題となっている。

### (3) 新たな観光財源の必要性について

観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域経済を活性化させるためにも観光振興を図ることは重要である。

そのため、新たな観光財源を確保し、その財源を活用した事業の実施により来訪者の満足度と利便性を高め、さらなる観光サービスを提供していく好循環を生み出すことで、市内消費の拡大や関連産業など、多岐にわたって本市経済の活性化に寄与することが期待できる。

## 3 観光振興のための財源の確保策について

地方自治体における自主財源の確保策としては、地方税、分担金、使用料、手数料、寄附金などがあるが、財源の規模、安定性・継続性、受益と負担の観点から見ると、地方税（法定外目的税）が最も安定して財源の確保が可能と思われる。

課税の対象となりうる観光行動は、宿泊や入域、交通機関利用、駐車場の利用、飲食、土産品の購入等が考えられるが、宿泊行為は他の観光行動と比較して課税対象者の捕捉が容易であり、また、宿泊客は様々な行政サービスを受ける機会が多いことから、宿泊行為に課税することが妥当と考える。

## 4 観光振興のための観光財源の在り方について

### (1) 観光財源の使途

宿泊税によって得られた財源は、本市の観光振興と宿泊増強に寄与することを目的として、観光客や宿泊者が快適に過ごしていただける受入環境整備など、次に掲げる施策の新規及び拡充の予算に充てることとし、財源を活用した事業の内容と金額は毎年度公表することが妥当である。

#### ①地域資源の磨き上げと魅力向上

- ・食文化を活かしたコンテンツの充実
- ・コンテンツツーリズムの創出
- ・各種イベントを通じた誘客促進

#### ②持続可能な観光地づくり

- ・閑散期の集客対策
- ・デジタルマーケティングと観光プロモーションの強化（インバウンド等）
- ・観光DXの推進及び観光人材の育成・確保
- ・機動的な需要喚起に備えた財源の確保

#### ③受入環境の充実

- ・二次交通の充実（どこバスの充実、タクシー配車アプリの導入支援等）
- ・宿泊施設や公共施設等の受入環境整備支援（キャッシュレス決済等）

## (2) 制度の概要

本委員会における制度設計の考え方は次のとおりである。なお、制度の導入に当たっては、北海道においても宿泊税の導入を検討していることから、市と双方で課税することによって、宿泊客や宿泊事業者が混乱を招くことがないように北海道と連携を図り、税の基本原則である「公平・中立・簡素」な制度設計に心掛け、納税者にわかりやすい内容にするとともに、宿泊事業者の負担軽減に配慮する必要がある。

### ① 税目名

宿泊行為に対する課税であることから、新税の名称については「宿泊税」とすることが適当である。

### ② 課税客体、課税標準、納税義務者

課税客体は網走市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為とし、課税標準はこれらの宿泊施設への宿泊数、納税義務者はこれらの宿泊施設の宿泊者とするのが適当である。

- ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅

### ③ 徴収方法

徴収の実効性を確保するため、先行自治体同様、宿泊事業者が特別徴収することが適当である。

### ④ 税率

更なる観光振興に向け新たな事業展開を図るために一定の財源を確保する必要があること、また徴収を担う宿泊事業者にとって簡素でわかりやすい制度とするため、道内の他自治体で検討している税率を参考に、一人一泊200円（宿泊料金が発生する宿泊行為）の定額制にすることが適当である。

### ⑤ 非課税事項

課税免除については、公益性の観点から、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者、並びに保育所、認定こども園等が主催する行事に参加、引率する者を対象とし、免税点については、北海道同様設けないことが適当である。

### ⑥ 導入時期について

本市における観光需要に影響を及ぼすことがないように、現在検討している北海道の導入スケジュールに合わせる事が適当である。

### ⑦ 見直しの時期

他市町村の状況を踏まえ、条例施行後概ね5年をめぐりに見直すことが適当である。

## 5 おわりに

以上のとおり本検討委員会において、網走市における観光振興を目的とした新たな財源の確保は必要であり、その財源は宿泊税により確保することが妥当であるとの結論に至った。

特別徴収義務者である宿泊事業者は、宿泊税導入に伴い、納税義務者の宿泊者から説明を求められたり、事務負担と導入経費が生じることも想定されるため、徴収手続きが煩雑にならず、簡素でわかりやすい制度設計に努めるとともに、宿泊事業者の新たな負担に対しては、先行自治体で実施している補助金や交付金制度などを参考にしながら、必要な支援について検討すること。

また、宿泊税の制度周知に当たっては、北海道とも連携しながら、宿泊者へ説明する際のマニュアルを多言語で作成するなど、納税義務者及び特別徴収義務者の理解を得られるよう努めるとともに、周知方法についても工夫し、十分な時間をかけて行うこと。

本検討委員会の答申を踏まえ、市として網走市宿泊税の制度を取りまとめ、新たな財源を活用して、本市が目指すべき将来像である「豊かな自然にひと・もの・まちが輝く健康都市 網走」へと発展し、網走市の活性化に寄与することを期待する。

◎ 網走市宿泊税に関する検討委員会の構成等

- ◇ 構成委員：8人（学識経験者1名、宿泊事業者3名、観光関係団体1名、  
観光関係事業者1名、商工団体1名、金融機関1名）
- ◇ 委員委嘱期間：令和6年9月4日から令和7年3月31日まで

◎ 網走市宿泊税に関する検討委員会委員名簿 （敬称略）

| No. | 区分             | 所属                           | 役職等    | 氏名     |
|-----|----------------|------------------------------|--------|--------|
| 1   | 学識経験者<br>（委員長） | 北海道大学<br>公共政策大学院             | 客員教授   | 石井 吉春  |
| 2   | 宿泊事業者          | 網走ホテル旅館組合                    | 理事長    | 浅利 順愛  |
| 3   | 宿泊事業者          | (株)網走北天の丘<br>北天の丘あばしり湖鶴雅リゾート | 常務執行役員 | 清水 勇男  |
| 4   | 宿泊事業者          | (株)林屋<br>網走セントラルホテル          | 総支配人   | 杉村 浩   |
| 5   | 観光関係団体         | 一般社団法人<br>網走市観光協会            | 会長     | 小澤 友基隆 |
| 6   | 観光関係事業者        | オホーツク農山漁村活用体験型<br>ツーリズム推進協議会 | 副会長    | 道山 マミ  |
| 7   | 商工団体           | 網走商工会議所                      | 事務局次長  | 川畑 学   |
| 8   | 金融機関           | 網走信用金庫<br>地域振興支援部            | 副部長    | 安藤 大史  |

◎ 網走市宿泊税に関する検討委員会の開催経過

- ◇ 第1回（令和6年9月4日（水）開催）
- ・ 委員委嘱
  - ・ 委員長選出
  - ・ 検討委員会の概要
  - ・ 網走市観光の現状、宿泊税の考え方
- ◇ 第2回（令和6年10月4日（金）開催）
- ・ 第1回検討委員会における各委員の意見に対する回答
  - ・ 宿泊事業者との意見交換会開催結果の報告
  - ・ 宿泊税導入に関する答申（案）に向けた方向性
- ◇ 第3回（令和6年10月17日（木）開催）
- ・ 第2回検討委員会における意見について
  - ・ 宿泊税の導入に関するアンケート集計結果
  - ・ 宿泊税導入に関する答申内容のとりまとめ